

荻窪法人会

212

O G I K U B O H Ō J I N K A I



よき経営者をめざすものの団体 それが法人会です

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約82万社の会員企業、41都道県に441の単位会を擁する団体として大きく発展しています。あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。

CONTENT

3 新春のごあいさつ

新春のごあいさつ

- 柴田豊幸／公益社団法人荻窪法人会 会長
- 畠山啓以／荻窪税務署 署長
- 木下 誠／杉並都税事務所 所長
- 佐山政雄／東京税理士会 荻窪支部 支部長
- 岸本聡子／杉並区長

5 税を考える週間

- 中学生の税についての作文
- 杉並納税街頭キャンペーン
- 税に関する絵はがきコンクール
- 令和4年度 荻窪税務署 署長表彰・署長感謝状受表彰者
- 令和4年度 杉並都税事務所 所長感謝状受表彰者
- 令和4年度 杉並区功労表彰受表彰者

11 e-Tax推進税理士事務所について

12 令和4年度 7 団体共催 荻窪税務署 署長講演会

暮らしの中の「酒」

- 畠山啓以／荻窪税務署 署長

14 磯(井上)聖子 厚生事業委員会 副委員長インタビュー

税制委員会より

16 インボイス制度についてもう一度

18 税務コーナー

20 支部・ブロック・委員会・部会からの報告

- 第15支部
- 第23支部
- 第1ブロック
- 第3ブロック
- 第4ブロック
- 第5ブロック
- 厚生事業委員会
- 組織委員会
- 社会貢献委員会
- 研修委員会
- 税制委員会
- 青年部会
- 女性部会
- 源泉部会



表紙について

第14回 杉並納税街頭キャンペーンパレードの様子

新春のごあいさつ

荻窪法人会会長

柴田豊幸



今年も新型コロナウイルス感染症との戦いの一年となりましたが
荻窪法人会の活動は、少しずつではありますが
今まで出来なかった行事を開催することができました

新年明けましておめでとうございます。

令和5年の新春をさわやかにお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は、荻窪法人会の運営につきまして、ひとかたならぬ御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

昨年も新型コロナウイルス感染症との戦いの一年となりましたが、荻窪法人会の活動は、少しずつではありますが、今まで出来なかった行事を開催することができました。「新会員歓迎会」や「ボウリング大会」等は3年ぶりに会員交流会も実施し、久しぶりに会員皆様で交流を深めることが出来ました。又、「杉並納税街頭キャンペーン」も3年ぶりに通常開催することが出来、多くの皆様にご協力を賜りましたこと、心から感謝申し上げます。

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。令和5年3月31日までに登録制度におけるインボイス発行事業者の登録手続きを終えなければなりません。当該制度は会員の皆様にとって事務負担が懸念されるところですが、近年のデジタル技術を活用して対応していくこと

が必要ではないかと考えています。荻窪法人会としても税務署の皆様と協力し説明会等を多数開催してまいります。

コロナ禍による苦境は、まだしばらく続くものと思われませんが、荻窪税務署をはじめ、関係各位のご指導のもと、税務知識の普及、納税意識の高揚、税務・税制に関する提言など、税務行政の円滑な執行に寄与し、地域社会に貢献してまいりる所存であることに変わりはございません。会員相互のコミュニケーションを大切にできた荻窪法人会の活動の起爆剤となるよう、感染予防対策を行いつつ、皆様と知恵と力を合わせ、今後の活動について、会員の皆様のお役に立てるように最善を尽くしてまいります。会員の皆様におかれましても何卒ご協力下さいますようお願い申し上げます。

結びになりますが皆様のご健勝とご多幸を、又、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。

新年おめでとうございます。

令和5年の年頭にあたり、謹んでお祝い申し上げます。

柴田会長をはじめ公益社団法人荻窪法人会の会員の皆様方には、日頃から税務行政に対し、深いご理解と多岐にわたる多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年、10月の「杉並納税街頭キャンペーン・パレード」、11月の「納税表彰式」が、いずれも3年ぶりに開催することができましたのは、貴会のご協力のたまものと改めて感謝申し上げます。

さて、間もなく令和4年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。荻窪税務署では、相談会場内の感染防止対策を徹底するとともに、混雑防止のためにもe-Tax（特にスマホ）を利用した自宅からの申告・納税を推進してまいりますので、税務行政の良き理解者であります皆様方の、より一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、荻窪法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝・ご多幸を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

荻窪税務署 署長
畠山啓以



新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人荻窪法人会の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。皆様方には、日頃より都の税務行政に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行から3年近くが経ち、世の中の様々な活動が再開に向けて動いております。主税局におきましても、コロナを契機として、税のDX化を加速させており、都税の証明等をスマホで申請できる「スマート申請」を始めたほか、東京共同電子申請では代理人による申請受付を開始しました。本年も、納税者サービスの向上に職員一同、全力で取り組んでまいりますので、皆様方には、昨年同様、変わらぬお力添えを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、荻窪法人会の益々のご発展と、会員の皆様の事業のご繁栄とご健勝を心からお祈り申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

杉並都税事務所 所長
木下誠



令和5年の新春を迎え、公益社団法人荻窪法人会の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。旧年中は、柴田会長をはじめ会員の皆様には、東京税理士会荻窪支部の税務支援活動に対して、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、先が見えないコロナ禍という状況においても、継続的に地域社会における税知識の普及や納税意識の高揚を目的とした社会貢献活動に積極的に取り組まれておられ、心より敬意を表しております。

東京税理士会荻窪支部は、近年生じている社会経済の急激な変化に迅速に対応するため、各種事業のDX化にスピード感をもって対応して参りたいと考えております。本年も引き続き、貴会のご協力を頂きながら、納税者に寄り添う活動を行っていく所存でございます。

最後になりますが、貴会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝を心よりお祈り致しまして、新年のご挨拶とさせて頂きます。

東京税理士会 荻窪支部 支部長
佐山政雄



新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人荻窪法人会の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

柴田会長をはじめ皆様には、日頃から租税教育に熱心に取り組んでいただくとともに、税のオピニオンリーダーとして御尽力いただき、改めて厚く御礼申し上げます。

昨年、区長に就任した私にとって、今年は、選挙公約で掲げた「さとこビジョン」をどのように実現していくのか、多くの区民を幸せにするための取組はどのようにすれば実現するのかを、幅広く区民の皆様の声を聴きながら、区としての考えを当初予算に反映し皆様にお示しするとともに、計画としてまとめていきたいと考えております。

誰もが住んで良かったと思える杉並区にするために、地域で御活躍されている皆様から学び、そして一緒に区政の歩みを進めていきたいと考えております。

年頭にあたり、荻窪法人会の皆様には、引き続き区政への御理解、御協力を賜りますよう、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

杉並区 区長
岸本聡子



税を考える週間とは？ ～「知る」から「考える」へ～(国税庁ホームページ「税を考える週間」より抜粋)

税を考える週間の前身は、昭和29年「納税者の声を聞く月間」として設けられ、その後、世の中の動きと共に名称と施策が変化していき、昭和31年「納税者の声を聞く旬間」、昭和49年「税を知る週間」となりました。「税を知る週間」は ①税を社会全体の役割の中で捉える見地から、給与所得者や主婦、学生等を含めた幅広い「国民各層」が税のよき理解者、協力者であるべきことを改めて認識し、広報広聴の対象とする、②各種の施策を通じて、単に「声を聞く」という受身の姿勢だけではなく、積極的に税の重要性、執行の公平性、税務相談や不服審査の活用方法等を広報することとしていました。しかし、近年の経済社会の構造、税務行政を取り巻く環境の著しい変化に的確に対応するためには、税についてより深く理解していただく必要があり、そこで単に税を「知る」だけでなく、より能動的に税の仕組みや目的などを考え、国の基本となる税の理解を深めていただくことを明確にするために、平成16年に「税を考える週間」と改称されました。(詳しくは：国税庁ホームページ「税を考える週間」<http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/week/index.htm>)

令和4年度

税を考える週間

国税庁では、毎年11月11日～11月17日を「税を考える週間」と定め、様々な広報・広聴活動を行っています。

令和3年度の「税を考える週間」テーマは、「くらしを支える税」として、国民の皆様は国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、国民各層の納税意識の向上を図ることとしています。今回は活動の中で、荻窪法人会が参加した「中学生の税についての作文」「税に関する絵はがきコンクール」「税の標語」の受賞作品と「荻窪税務署 署長表彰・署長感謝状受彰者」「杉並都税事務所 所長感謝状受彰者」を紹介いたします。



中学生の税についての作文 受賞作品

荻窪法人会長賞 受賞作品

税のありがたさ

最初、税の意味や使い道について知らなかった。でも、知ってから税がどれだけ必要なのなのかわかった。

百円ショップに行った時に百十円を払った。ふと消費税は何に使われているのだらうと思いい、調べてみた。教科書、実験器具や道路の整備などに使われていたことが分かった。しかし、あまり身近なものとして捉えることができなかった。教科書や器具は学校で使うが、勉強が好きじゃない私からすると、あまり嬉しく感じなかった。調べた後も物を買うたびに消費税がかかり、高くなることに對して不満をもちながら「消費税なくならないかな」と思っていた。でも、その考えもある日を境に変わった。

家に一本の電話があった。祖父が病院に入院したということだった。もし、家で倒れていたらどうなっていたのかと考えると怖くなった。でも、救急車ですぐに病院まで運んでくれるのかと思った。この時、救急車も税金で動いていると書いてあったことを思い出した。もし税金がなかったら、救急車に乗るとき毎回お金を払わなくてはいけなくなる。裕福じゃない家は具合が悪くなっても、お金がなく、病院に行くことができないかもしれない。このことを思った時に、税金の必要性、

大切さについて、改めて理解することができた。救急車だけでなく、警察、消防もお金がかかるようになってしまうと、遅れてしまい、亡くなってしまう人もでてくるかもしれない。安心できる日常は、税金と深いかわりがあることが分かった。

何か物を買う時に今でも「消費税で高くなるの嫌だな」と思う。でも、「今出した少しのお金が、誰かの役に立っているのかもしれない」と考えるようにすることで、お金を払うことに対して「嫌だな」と思う気持ちが少しなくなっている。

これから、消費税とは長く付き合っていくから、税の良い点についても、もっと知りたい。税を払うことは、自分だけでなく、他人のためにもなると頭に入れながら過ごしていきたい。

富士見丘中学校 三年 塩部心

荻窪税務署長賞 受賞作品

税金の学習

杉並区立宮前中学校 三年 森下 玲

買い物をした後、母がレシートを無造作に扱うところを私は何度も目撃している。食品と一緒にシヨッピンバッグに放り込まれ、肉のパックに張り付いていたり、おつりと一緒に財布に詰め込まれたり……。そんな母がある日、ドラッグストアで薬を購入した後、レシートを珍しく丁寧に財布にしまったので、理由を尋ねると確定申告の際に使うかもしれないからとの返事。意味が分からなかった為、母にどういうことが重ねて尋ねてみたところ、セルフメディケーション税制の適用があるからだという。ますます意味が分からない。

セルフメディケーション税制とは、医療費控除の特例として、健康の維持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う個人が、スイッチOTC医薬品を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるのだ。簡単に言うと、きちんと健康診断などを受けて自分の健康管理をしている人が、一部の対象の市販薬（かぜ薬や胃腸薬など。私に身近なところだと虫刺されの薬や湿布も対象）を購入すると税金が戻ってきますよというところらしい。この制度の主な目的は、軽い身体の不調を市販薬で対処することで、増加し続ける医療費を削減することであるが、ほかに「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てする」というセルフメディケーションの意識を高める狙いもあるとのことだ。

しかし、せっかく目的をもった良い制度を作っても、人々がそれを理解し、利用しなければ仕方がない。調査によると、セルフメディケーション税制の認知度は七割を超えているそうだが、私が周りの大人に聞いた感じからだと、認知度が七割もあるように思えない。関心のある人はインターネットで調べるとして理解するであろうが、税金なんて難しいと思っている人はそもそも調べてみようとも思わないのではないかと。税金なんて難しいというネガティブな意識を変えていくことが必要である。そこで私は、学校の授業の中で所得税の簡単な計算など実践的な部分に触れるとよいと考える。人々の収入にかかる所得税は、未成年であったとしても、アルバイトをして多く稼げば課せられる税金であり、私たち中学生にとっても無関係ではない。確かに実際の計算は複雑な部分もあり、事細かに授業で学ぶことは無理であるが、所得から控除を引いて、金額に応じた税率をかけると所得税になることや、所得控除や税額控除という制度の存在などは十分理解できる。アイドルグループの女性がYouTubeで自分の確定申告について語っていた動画をみたことがあるが、例えば、自分が芸能人になってお金を稼いだら、どのくらいの所得税を納める必要があるかというシミュレーションをしたら、中学生の興味もひきやすく楽しそうだった。

荻窪税務署長賞 受賞作品

税金という約束

日本大学第二中学校 三年 青山煌志郎

国民が払う税金。それは手元にお金として戻ってくることはありません。多くは生活をよりよくするために、国の計画のもとに使われます。しかし、僕は今まで、どうして納税が義務になっているのか疑問に思っていました。「税がなくても、暮らしが不便になることはないだろうに、なぜ義務なのだろう。」そこで調べたところ、ある偉人が出てきました。「学問のすすめ」を書いた福沢諭吉です。

福沢諭吉はその中で「政府は人々の生活や安全を守る。しかし、それを行うために必要な費用がないので、税金としてみんなに負担してもらおう。これは政府と国民双方が一致した約束である。」と著しています。税金は、国と僕たちの約束であるという意味です。つまり、国と僕たちの信頼関係を築いているのも税金である、ということだと思っています。そしてこの約束は、僕たちが生まれる前から続く歴史であり、僕たちがつないでいくべき未来でもあります。僕たちはこの約束をずっと受け継いでいかなければならない立場にいるのです。僕は、もつと若い世代がそのような意識をして過ごすことが大事だと思います。

三年前の十二月、新型コロナウイルスが発見され、マスク、手洗い、消毒など、感染対策をしっかりとって過ごす日々が始まりました。そんな時、政府が行った対策を、覚えていられるでしょうか。マスク不足や価格の高騰に対応し、政府は布製のマスクを配給し

ました。どのようなものだったかというところ、マスク不足やマスクを買うことができずに困っている人のために、政府が多額の税金を使用して配給したのです。しかし、「サイズが小さすぎて使えない」「耳までひもが届かず、使えない。」といった声が相次ぐこととなりました。

この四百六十六億円という額はどこから出ているのか。それは僕たちです。国民が払った税金で、僕たちにマスクが配布されました。しかし多くの人は「こんなにお金を使うなんて、税金のムダだ。」という反対の意見がありました。僕も完全にそのように思っていました。が、今回調べてみて、違う考え方もあるというふうに思いました。なぜなら、僕たちが税金を納め、そのお金で国民のために政府が政策を行うのは、僕たちと国の「約束」でもあるということを知ったからです。国民が税を払い、国は私たちにマスクを配布する、という政策を行うことで「約束」が成り立っています。それを簡単に「税金のムダ使い」なんて言うのは良くないと思います。

しかし、国民の意見をしっかりと取り入れて税金を使うこともとても重要だと思っています。国が国民のために税金を使うことはいいことでもありますが、政府が今必要なことをしっかりと整理し、それが国民のためになるかを考えることも、これからの課題だと思っています。



第14回杉並納税街頭キャンペーン

杉並納税街頭パレードを終えて

社会貢献委員長 神谷次彦

第14回杉並納税街頭キャンペーンは、令和4年10月30日(日)に杉並区、都税事務所、杉並税務署、荻窪税務署、杉並税務懇話会、荻窪税務連絡協議会主催により開催されました。

目的は「確かな納税・確かな社会・わがまち杉並」をキャッチフレーズに期限内納税、eTax、eLTAXの推進をテーマにした税の広報活動を行うイベントです。

今回は3年ぶりの通常開催となり、各団体の長や担当者も移動があり、初めてパレードを経験するという方も多数いらつしました。実際、私達社会貢献委員でも過去のパレードを思い出しながらの運営となり、改めて月日の流れを感じました。

当日は天候にも恵まれ絶好のパレード日和となりましたが、パレードの「華」でもある、日本大学鶴ヶ丘高等学校の大勢の生徒さんも皆さん初めての経験となり、かなり緊張しているように感じました。

キャンペーンの主な内容は、区役所前オープニングセレモニー、街頭パレード(阿佐ヶ谷パールセンター・青梅街道)、広報グッズ配布、杉並公会堂前エンディングセレモニーです。

終わってみると、関係者皆様がリアルに開催出来たことを大変喜んでいただけたのが印象的でした。

約一年かけて準備を進めてきたこのイベントも無事に終了できました。改めて紙面を借り、ご尽力賜りました皆様に厚く御礼申し上げます。

今後も、荻窪法人会の良き伝統を継承しつつ、常に充実した会の運営を心掛けて活動して行きたいと思っています。引き続き、会員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

令和4年度 税を考える週間

第13回

税に関する絵はがきコンクール

入賞・入選作品をご紹介します。

入賞作品



荻窪法人会長賞

西田小学校
溝口ひより



荻窪税務署長賞

桃井第四小学校
荻原葵子



荻窪法人会女性部会長賞

西田小学校
福田航己



杉並都税事務所長賞

桃井第四小学校
林 聡太朗



毎年、夏休み期間に荻窪税務署管内のエリアの小学校の5年生・6年生の児童の皆さんに税金について学んでいただく一環として「税に関する絵はがきコンクール」を実施しております。

コロナ禍でもあり、ご協力いただけるとのことでしたが、夏休み前に役員で手分けしてお願いに上がりました。休み明けに受け取りに伺い、集計をすると応募枚数は978通と過去最高を記録しました。

校長先生・担任の先生のご協力の賜物と心よりお礼を申し上げます。

授業で取り上げてくださった内容が手に取るようにわかる素晴らしい作品ばかりでした。その中から、荻窪法人会会長賞・荻窪法人会女性部会長賞・荻窪税務署長賞・杉並都税事務所長賞を各1点、入選20点を選考。

受賞者には賞状と副賞をお渡しし、応募いただいた全員の方に参加賞を感謝の気持ちをお届けしました。

「税に関する絵はがきコンクール」は回を重ねるごとに地域の皆様との交流の機会にもなっていると感じます。今後とも皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

第13回「税に関する絵はがきコンクール」

女性部会 幹事 澤 智子

税に関する絵はがきコンクール

入選作品



沓掛小学校
金井さら



沓掛小学校
柴孝太郎



沓掛小学校
池田結心



高井戸第四小学校
水元権生



高井戸第四小学校
飯干開生



三谷小学校
矢渡珠里



杉並第九小学校
島村波生



西田小学校
水澤彩乃



桃井第一小学校
新田楓斗



桃井第一小学校
田中良明



桃井第一小学校
豊泉華菜子



桃井第二小学校
岩倉有美



桃井第二小学校
宮地来実



桃井第二小学校
高橋夏子



桃井第二小学校
渡辺悠乃



桃井第三小学校
土屋ゆり



桃井第四小学校
遊佐結叶



桃井第五小学校
小林花南



桃井第五小学校
松尾奈々



桃井第五小学校
巽颯志

荻窪税務署 署長表彰
署長感謝状受彰者
杉並都税事務所長感謝状受彰者
杉並区功労表彰受彰者

令和4年11月15日(火)中野サンプラザにおいて令和4年度の納税表彰式、令和4年11月25日(金)杉並都税事務所において税務功労者杉並都税事務所長感謝状贈呈式が行われました。法人会の活動を通して税務行政の運営に尽力された皆さまに対し、表彰状、感謝状が授与・披露されました。

受彰者：荻窪税務署 署長表彰 水島隆明 常任理事
署長感謝状 小張正就 理事
江島利江 理事
都税事務所 所長感謝状 渡辺 寛 理事
杉並区功労表彰 矢澤規充 副会長



e-Tax推進税理士事務所について

e-Tax利用向上を目指し、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しました。
その結果多数の先生方から「e-Tax推進税理士事務所」として会報掲載に承諾をいただきました。

日頃は法人会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、現在、当法人会活動の大きな目標のひとつにe-Tax普及推進がございます。当法人会では会員企業の70%利用を目標に掲げております。この目標を達成するためには会員皆さまの多大なご理解と同時に税理士先生方のご協力が必要不可欠と考えております。そこで当委員会では、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しております。

質問内容は「顧客よりe-Tax代理申告・送信利用の依頼が来た時に、依頼通り行なっていたいただけるか？」更に依頼どおり行うとご回答いただいた先生方に「e-Tax推進税理士事務所として会報に掲載させていただいてもよろしいか？」との問いを発したところ88名の先生方より快く承諾をいただきました。このように税理士会においてもe-Tax普及推進に積極的に取り組んでおられます。そこで会員企業の皆さまにひとつお願いがございます。顧問の先生に「先生、うちの会社次の決算は電子申告でお願いしますよ。」と一言おっしゃっていただけませんか？

顧客である会員企業と実務を担当する税理士の先生方がタッグを組んで初めてe-Taxという行政の合理化が大きく進展していくと思います。何卒皆さまの尚一層のご理解とご協力をお願いいたします。

税制委員会 (e-Tax担当)

東京税理士会荻窪支部 e-Tax推進税理士事務所(敬称略)

令和4年12月31日現在

地域	氏名	住所	事務所連絡先
井草	堀真由美	井草2-11-9エスト・メゾネット105	3397-6652
	山岡朋枝	井草2-35-12-2-409号グランドメゾン杉並シーズン	5310-3228
上井草	竹田雄輔	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-105	6913-8665
	久保木浩志	上井草3-31-23 堀野ビル201	5303-4823
下井草	山田真治	下井草3-8-23三英ビル303	6676-9989
	税理士法人稲村会計事務所	下井草3-29-10佐藤ビル302号	5382-2711
	藍野和男	下井草4-1-6	3397-5118
	田子周一	下井草4-33-12	3395-3343
	今川		
今川	中村良三	今川3-8-4	3399-3976
	中村行雄	今川3-8-4	3399-3976
	小林滋子	今川3-30-7	5938-5100
桃井	古賀雄子	桃井3-6-1-1401	6765-2388
	西荻北		
西荻北	下島聡司	西荻北2-3-9トラストビル5F	6454-7471
	馬場義男	西荻北2-3-9コメットビル5階	3394-5922
	鈴木吉郎	西荻北2-6-6YS西荻3F	3301-5101
	福田都介	西荻北2-11-4エクセリア西荻201号	3397-2770
	山本哲郎	西荻北2-12-2西島ビル201	5303-6371
	村林秀則	西荻北3-11-3サンコート西荻窪115号室	6423-0566
	梅林邦彦	西荻北3-14-9	3395-0211
	廣瀬一俊	西荻北3-20-12グラツィオーソ西荻窪B1	3399-0180
	荒谷美佳	西荻北3-31-13-503号	5303-5781
	青木秀壽	西荻北4-33-17	3390-4313
上荻	丸山良尚	上荻1-5-2コロナビル6階	3391-6309
	大矢勝昭	上荻1-16-3森谷ビル4階	3391-5588
	小林誉光	上荻1-17-10シンフォニーアンダンテ602	3391-1044
	今村千恵子	上荻1-18-12春木家ビル	6915-1303
	永井久美子	上荻1-18-12上荻寿ビル3階	5347-5358
	穂坂正積	上荻1-18-14-206	3393-7571
	本橋喜久雄	上荻1-21-23	3392-5555
	岩倉永一	上荻1-21-23-3F	3392-0157
	岩倉礼子	上荻1-21-23-3F	6915-1410
	原田叔法	上荻1-21-23-3F	3392-2170
	小島麻里	上荻1-23-19東神荻窪ビル4F	6913-0520
	藤村茂	上荻2-19-18RKKII2階	6231-1701
	小澤俊夫	上荻2-19-18RKKII2階	3391-8731
	森田光雄	上荻2-19-18RKKII2階	6874-7851
	和田実	上荻4-19-22-603	3395-1131
	岡田茂	上荻4-23-9	3395-3111
本天沼	小野寺誠税理士事務所	本天沼2-41-8	5303-1680
清水	黒川えり	清水1-14-5-302	090-8479-0152

地域	氏名	住所	事務所連絡先
天沼	桑山務	天沼1-2-3	3398-1316
	鯉淵洋行	天沼1-11-13	090-8039-4867
	酒井幸三郎	天沼1-40-6	3392-5455
	池上敬子	天沼1-41-6	5932-5128
	篠原あずさ	天沼3-3-2	6794-7334
	石澤潔	天沼3-12-19	3398-4910
	加藤俊也	天沼3-16-11-202	6795-6800
	井上仁	天沼3-27-2荻窪MTビル1階	3392-4177
	阿部俊郎	天沼3-32-4フラット荻窪105	080-7111-5295
	西荻南		
西荻南	河野修兵	西荻南2-9-13	5336-6457
	小野寺昭市	西荻南2-23-8	3333-4868
	新出小百合	西荻南3-5-19-202	6258-1920
	内山千枝	西荻南3-8-16-902	3334-5021
	佐山政雄	西荻南3-9-11-501	3333-0221
久我山	千葉繁樹	西荻南3-18-14松本ビル2階	050-5527-4372
	飯沼英男	西荻南4-8-11	5941-8618
	小島孝子	久我山2-7-25-205	090-6854-2140
宮前	小松原英二	久我山5-7-8	3333-9805
	杉本洋子	久我山5-8-23	5370-8518
	新江洋子	久我山5-36-22-201	3335-7425
	石原恵子	宮前1-16-23杉並宮前ロイヤルハイツ304号	3334-1305
	小松原伸元	宮前4-31-1	5941-9239
荻窪	小松原英雄	宮前5-7-19	3331-3266
	稲澤聡	宮前5-10-5	3247-7194
	森脇雅子	荻窪2-20-7-504	5397-8026
	永井敏雄	荻窪2-27-11	5397-6115
	尾崎正俊	荻窪3-47-15第3野村ビル300号	3392-1101
	望月英仁	荻窪4-6-24-201	5347-2945
	黒岩民子	荻窪4-12-12 ISHIIレジデンス201	6795-5216
	伊藤佳江	荻窪4-21-4荻窪ローヤルコーポ104号	3394-1123
	岩崎智香子	荻窪4-32-25ニューキャッスル荻窪301号	3392-1198
	釜谷彰一	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6006
	塩谷治道	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6003
	西村克彦	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6002
	大久保豊	荻窪5-13-6丸新マンション306号室	3398-8812
	山崎厚税理士事務所	荻窪5-13-6丸新マンション306号室	6699-1758
	三好秀胤	荻窪5-14-4武蔵野マンション502	3393-2671
	池田幸弘	荻窪5-16-14カパラビル8階	5335-7981
	中村喜一	荻窪5-17-11荻窪スカイレジタル216	5347-9930
松庵	大島康司	荻窪5-22-12戸田ビル205	5335-7465
	税理士法人茂木会計事務所	荻窪5-25-6	3393-0211
	青葉総合税理士法人	荻窪5-26-9コスモYビル5F	3398-0523
	大澤栄子	荻窪5-26-9シェモア荻窪参番館404	6276-9015
	武井成浩	荻窪5-26-9シェモア荻窪参番館904	6765-6376
	熊澤眞理子	荻窪5-29-10 本橋ビル305号室	6915-1807
	税理士法人あかいけい	荻窪5-30-12グローリア荻窪705	5292-5377
	税理士法人河合会計事務所杉並事務所	松庵2-17-7	6362-3630
	大槻一弘	松庵3-38-20 KURA松庵305	6795-8420

暮らしの中の「酒」



税を考える週間

これからの社会に向かって



講師

荻窪税務署
署長 畠山啓以

令和4年11月17日（木）、杉並公会堂小ホールにおいて「署長講演会」が開催されました。畠山署長は東京局管内の税務署や国税庁のほか、醸造試験所（現在の独立行政法人酒類総合研究所）、東京国税局酒税課などの「酒類」に携わる部門でも長く勤務されています。講演では、税の立場から見る「お酒」についてお話しいただきました。

酒類の振興は三本柱の一つ

税金の種類は代表的なもので約50種類あり、大きく区分すると国税と地方税に、また、税をかける対象では、所得にかかる税、資産等にかかる税、消費にかかる税の3つに分けられます。そして、税の負担者と納税者が一致する直接税と、税の転嫁が行われて消費者・利用者が税を負担する間接税に分けられます。このように税金にはたくさん種類がありますが、私はお酒に関わる仕事をしておりましたので、今回は税金そのものではなく、お酒についてお話をしたいと思います。

我々税務職員が仕事をする上で柱となるものが3つあります。一つ目が内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、二つ目が酒類業の健全な発達、三つ目が税理士業務の適正な運営の確保です。

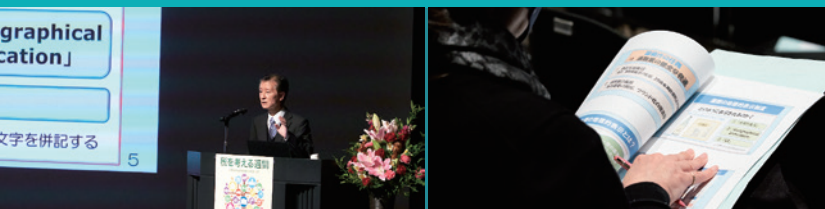
す。この国税庁の任務の三本柱の一つである「酒類業の健全な発達の促進」は、大きく分けると二つの仕事があります。一つは適正な法執行としてお酒の製造・販売に必要な免許業務、酒類業組合の監督、20歳未満の飲酒防止対策など。二つ目に酒類業の振興ですが、日本の少子高齢化に伴う飲酒人口減少のため海外需要を開拓して、併せて日本産酒類のブランド化を推進していくといった仕事になります。

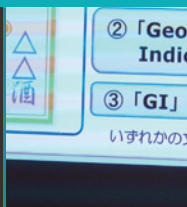
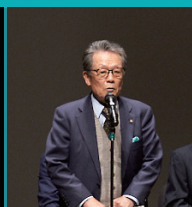
その振興策の一つにお酒の「地理的表示」があります。これは正しい産地であること、一定の基準を満たした品質であることを示し、地域の共有財産である産地名を守る制度です。産地としては地域ブランドの価値が守られ、そのお酒の特徴などを消費者に伝えやすくなるなどのメリットがあります。消費者から見れば、一定の品質が確保され、国のお墨付きとして正しい商品選択ができるという

ことがあります。

では、どうしてこのような制度ができたのか。外国、特にヨーロッパでは古くから国際貿易の主要品としてワインが取り引きされてきました。このワインには「原産地呼称制度」という産地を明確にする決まりがありました。フランスなどのワイン生産国においては産地名の不正使用を防ぐために原産地を名乗るための基準を法的に定めて、製造者と消費者の相互の利益を守ってきたという歴史があります。WTO（世界貿易機関）の発足に際し、ワインと蒸留酒（ウイスキー、焼酎）の保護が加盟国の義務とされましたので、お酒につきましては平成6年に国税庁が地理的表示の制度を定めました。

皆さんもシャンパン、スコッチウイスキーなどはご存じだと思います。これも、そのように名乗るためには特定の地域で一定の基準、品質を満たして生産さ





れる必要があります。発泡性のワインを勝手にシャンパンと名付けたり、シャンパン風といったりはできない国際的なルールになっています。

ブランドを守る地理的表示

酒類の地理的表示の方法ですが、ラベルなどに原則として「地理的表示」[Geographical Indication]「GI」のいずれかと産地名を併せて表示するルールになっています。

このGIは、お酒だけではなく農林水産省が指定する農産物にも該当するものがあります。令和4年10月現在、国内では117産品が指定されています。有名なところだと北海道の夕張メロン、愛知県の八丁味噌、三重県の松阪牛、山口県の下関ふくなどが登録されています。東京にも二つ、東京しゃもが登録されています。お酒のGIは23件の登録指定がされています。ぶどう酒は全国で5件、日本酒は13件、蒸留酒（焼酎、泡盛）は4件、その他リキュールは1件、和歌山県の梅酒です。

23件のなかで7番目に指定された日本酒は、産地の範囲が「日本国」となっています。GI日本酒に関しては「原料の米に国内産米のみを使い、かつ、日本国内で製造された清酒のみが『日本酒』を独占的に名乗ることができる」とあります。日本酒は、貴重なお米から製造される特別な飲み物ということで古来から冠婚葬祭や年中行事に飲まれる習慣がありました。日本の伝統的なお酒で、私たちの生活文化に深く根付いている、まさに暮らしの中の酒の代表といえる酒だと思えます。しかし、最近では日本酒は海外でも製造される場合があります、それと区別するために国税庁では平成27年12月に

日本酒を指定しました。この条件を満たすものだけが日本酒と名乗ることができます。ただし、これに限り「GI」を併記しなくてもよいというルールになっていますので、単に「日本酒」と表示されています。

東京都民の日でもある10月1日は「日本酒の日」と定められています。これは二つには酒という字にある「酉」が十二支の10番目であるという説。二つ目には10月は和暦で神無月といいますが、出雲大社に集まった神々と人々が秋の収穫に感謝して酒を酌み交わしたことからという説などがありますが、昭和53年に日本酒造組合中央会が「日本酒の日」を制定しました。昔は秋にコメを収穫し、寒くなってきた10月ごろから酒造りを始めました。これを寒造りといいます。そのため酒造会社の決算期は9月決算が多かったですね。今では温度管理などが機械化されたり、デジタル化された設備の中で造っていますので、年中酒造りができるようになって会社の決算期も変わってきています。

お酒は自分のペースで楽しく

日本酒には製法品質表示基準というものがあり、これに定められた純米大吟醸酒、純米吟醸酒、特別純米酒、純米酒などが「特定名称」です。「純米」とついたものは使用原料が米、米麴、水のみです。これに対し、大吟醸酒、吟醸酒、特別本醸造酒、本醸造酒は醸造アルコールを加えています。醸造アルコールを添加しているというとか何か悪いイメージがあるかもしれませんが、醸造アルコールは主にサトウキビを原料として発酵させた純度の高い食用のエタノールで、酒質の安定、軽い飲み

口にするといった効果があります。

また、大吟醸、吟醸の違いは製造工程もありますが、大きな違いは精米歩合です。玄米の外側を削って磨いて白米にしますが、この白米の玄米に對する割合をいいます。通常、皆さんが食べているご飯の精米歩合は90〜92%といわれています。これが、大吟醸では50%以下、吟醸では60%以下となっていますので、大吟醸は玄米の半分を、吟醸は40%を削ってしまうということです。

最後に、酒税についてお話しさせていただきます。お酒には高い税金がかかれています。ビールを例にすると、大瓶の一般的な標準小売価格を税込355円として、このうち製造原価、販売管理費、利益などが約196円、酒税が約127円、消費税が約32円、合わせて税金は約159円になり、価格の約45%です。他のお酒では、缶ビール350mlは約40%、発泡酒350mlは約38%、焼酎25度一升で約31%、日本酒一升で約19%です。

私は、お酒は自分が好きなものを自分のペースで、食べながら楽しく飲むというのが一番だと思っております。そして、楽しい適正な飲酒は人生を豊かにするものと考えています。お酒は我々税務の職場でも職員同士のコミュニケーションを図ったり、繁忙期終了後の懇親会などに欠かせないものですし、皆様と一緒に行うイベントや意見交換会でも必要なものと考えております。本来であれば、このあとお酒の実践編ということで第二部を開催したいところではありますが非常に残念です。早く新型コロナウイルス感染症が収束して皆様と以前のように意見交換会が開催できますことを願っております。ご清聴ありがとうございました。



磯 (井上) 聖子 厚生事業委員会 副委員長インタビュー

「荻窪法人会は皆さん本当に仲が
良くて温かい会です」

聞き手 / 前田薫範 岡 博之 小笠原秀明

INTERVIEW

キャピタルオート株式会社・専務取締役の磯 (井上) 聖子さんにお話をうかがいました。磯さんは、大学時代に始めたアルティメットで学生日本一に輝き、さらに社会人チームに所属してからは世界大会に出場された経歴をお持ちです。磯さんは昨年ご結婚、男のお子さんを出産されました。ご主人は豊多摩通運株式会社取締役で、荻窪法人会青年部会副部長として活躍されている井上泰志さんです。

成蹊小から成蹊大学へ

磯さんの出生地は茨城県水戸市。お母様のご実家で里帰り出産されて、その後はずっと杉並にお住まいです。

吉祥寺にある成蹊小学校に通う少女時代から活発なお子さんだったようです。

「学校のグラウンドは土遊びができたので、放課後に遊んで制服を泥だらけにして帰っていました (笑)。体を動かすのが好きですね。小学校は5、6年の部活は陸上部。走るの嫌いだっただけで、陸上部だと夏はプールに入れると聞いたので。春は高跳び、秋はバドミントン、冬は持久走という感じで、普通の陸上部じゃないですね」

その後、一貫教育の成蹊中学校・高等学校、成蹊大学経済学部経営学科に進みました。

中学時代はバレーボール部に所属しましたが、高校時代は部活には入らなかったそうです。「成蹊の高校生は、学校帰りにどこに寄つてもよくて、みんなで堂々とカラオケに行つてました。高校で遊んだから大学は何かスポーツをやりたいなと、他の人とスタートラインが一緒のものをと新しいスポーツを探したら、大学の勧誘でアルティメットとラクロスがあつて、アルティメットを選びました」

アルティメットは野外で行うスポーツで、100m×37mのフィールド内を7人ずつ敵味方に分かれ、1枚のフライングディスク、いわゆるフリスビーをパスをつないで運ぶゲーム。ゴールエリアでキャッチすると得点となります。

バスケットボールとアメリカンフットボールを合わせたような競技で、フライングディスクを持って走ってはいけない、相手選手に身体接触してはならないなどのルールがあります。

「競技人口が少ないので日本一を狙える、世界も狙えるというキャッチフレーズで、よし狙っちゃおうと思つて始めたんですが、やはり最初はうまくできない。うまくなりたいたいという気持ちと、頑張れば日本一になれるのなら頑張ろうと、簡単そうだけど簡単には届かない目標に向かって練習しました。実際に、大学で学生の日本一になり、卒業後は社会人チームに入ったんです」

アルティメットで世界へ

2001年大学卒業後、4月日本ペプシコーラ販売株式会社 (現サントリービバレッジソリューション株式会社) に入社、主に営業の仕事に従事されました。商品は、当時はまだ一般的ではなかった企業内に設置するウォーターサーバー。日本では水にお金を払うという意識が薄い一方、外国では水はもととお金を払って飲むもの。営業先は多くが外資系企業だったといえます。営業の仕事は楽しかったと語る磯副委員長。「私は、その商品自体が好きだったので、買ってもらつて『良かったよ』と言ってもらえるのが嬉しかったですね。でも、嫌いなものは勧められないので、営業が向いてるわけではないと思います (笑)」

就職と同時に在籍したアルティメットの社



会人クラブチームでは、日本代表に選ばれて世界大会に出場し、数々の好成績を収めました。その後、クラブチーム内の同期メンバーで新しいチームHUCK（ハック）を作り、2007年までそこで活動されています。

「仕事との両立は簡単ではありませんでした。土日は朝から晩まで練習して、疲れて筋肉痛の体で会社に行く。金曜日くらいに筋肉痛がやつと取れても次の日はまた練習です。世界大会があると、お休みをいただいて行かないといけないんですが、1回目は『頑張っておいでよ』って言うてくれたけれど、それが2回目になると『いつまでやるの？ 2足の草鞋は履けないからね』なんて言われました。

骨折して入院したこともあります。フライングディスクを取るときにダイビングキャッチをしたりするんです。そのときは鎖骨を複雑骨折して、ギプスだけでは治らないと言われて、手術になり入院しました。

世界大会はスコットランド、ハワイ、オーストラリアに行きました。でも、常に日本とか世界を目指し続けるのはきつい。体力と努力が必要です。最後は世界大会のクラブ選手権、オーストラリアのパースの試合で、全日本で優勝して、十分満足して引退しました」

「荻窪の湯」にどっぷり

お父様が代表を務めるキャピタルモーター株式会社社に磯副委員長が入社したのは

2005年。体調を崩して前職を辞めようと思ったとき、キャピタルの創業者であるお祖父様が亡くなったのです。

「今まで祖父と父でやっていた会社が父だけに なって、何も言われたわけではないけれど、手伝わないわけにはいかないと思いました。やはり他の会社で働いていた兄も一緒に入社しました」

その後、現在に至りますが、今は出産・育児休暇中です。

ご家族は、昨年結婚したばかりのご主人と一人息子の太陽（たお）くん。もう一匹、大切な家族の一員がアメリカンコッカースパニエルとトイプードルのミックス、今年16歳になるコッカブーのワンちゃんです。「目に入れても痛くないくらいかわいい」といいます。

ご趣味はスポーツ観戦と海外旅行。サッカー、テニス、ゴルフなど観るのが大好き。テニスのATPファイナルズは、ロンドンで開催されていたとき数年連続で観戦したほか、各地の世界遺産など海外は二人で自由に好きなところへ行っていたそうです。

「冒険が好きです。でも、子どもができて、今まで自分が行こうと思わなかったようなところ、ハワイとかに行くのかなと思うと、それも楽しみ」

最後に、荻窪法人会についてお話しいただきました。

「厚生事業委員会をお手伝いさせていただいているんですが、出産、産後もあって一昨年からほとんどZOOMでしか参加できず申し訳なく思っています。でも田中副会長と岡田委員長

から『大丈夫ですよ』と優しいお言葉をかけていただいて、『待ってるよ』と言ってくださったようで温かい会だなと思っています。先輩方もフランクに話しかけてくださいますし、皆さん、横のつながりも仲が良いなと思います。本当に仲良くゴルフに行きますね（笑）。

私はもともとキャピタルに入るつもりもなかったし、自分は外へ出ていく人間だと思ってたんです。海外で生活するのかなとも考えていた。こんなふうに結婚するとは思っていませんでした。でも、フタを開けてみれば、どっぷりと荻窪の湯に浸かっている感じです。人生は何があるかわかりませんね。

子どもを持つて思ったのは、育てるときに周りのみんなが知っているというのは強みだということ。親として安心です。私がここで収まって、孫ができて、お互いの両親が笑っているのを見ると、これでよかったんだって思います。法人会のメンバーもそうですし、みんなが笑って楽しそうにしている、それが一番ですね」



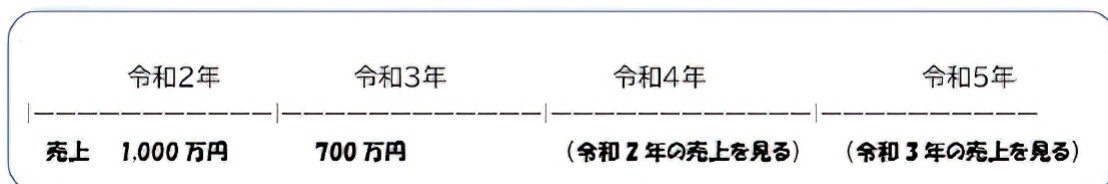
インボイス制度についてもう一度

令和5年10月1日より、適格請求書等保存方式（以下、「インボイス制度」という。原則令和5年3月31日までに申請が必要）が始まります。事業者には話題になっていますが、世間では反応がイマイチです。おそらくですが、最終消費者には直接には関係ないことだからだと思います。これがもし、税率が上がった場合には、選挙の論点にもなるかもしれません。そのインボイス制度は、詳しい中身となると限られたこの紙面では説明が難しいのが実情です。これまで法人会の会報で掲載があったと思いますが、ポイントを絞り説明をします。以下、説明することは、消費税の初歩の初歩で、特例は特に考えませんので注意してください。

1. 申告について

これを読んでいる方は、事業者が多いと思います。ただ、消費税の申告・納税をすべきかどうか判定について、イメージとしては以下の図の通りです。

消費税の申告をするかどうかは「2年前の売上」を見る。

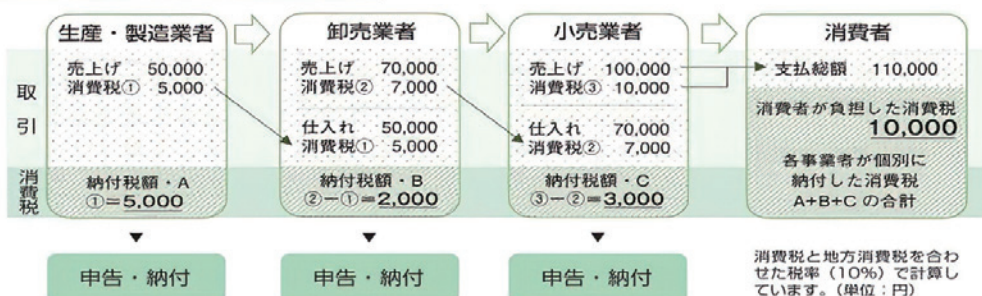


上記例ですと、令和4年は令和2年（当時免税事業者とする）の売上が1000万円を超えているので、申告が必要です。一方、令和5年は令和3年の売上が700万円ですので申告は不要です。

2. 消費税の仕組みについて

消費税の仕組みを簡単に図解すると下記の通りです。

消費税の負担と納付の流れ



もし、自分が小売業者の立場として、図解だとお客様から預かった消費税10,000円をそのまま納めるというのが基本です。一方、事業者も買い物をします。その時に消費税を支払っているの、その支払った消費税（例では7,000円）を控除（仕入税額控除と言います）することができます。よってその差額3,000円を納付することになります。図解のように段階を経て、預かった消費税が納付されるのが原則です。

3. 誰が影響を受けるか

来秋から施行される、インボイス制度は誰が影響を受けるでしょうか？
インボイス制度開始後は、消費税の計算について下記のように分類できます。
(課税事業者は、原則課税前提)

- (1) 課税事業者が課税事業者から買い物をした→税額計算は今まで通り
- (2) 課税事業者が免税事業者から買い物をした→税額計算に影響あり → ここが影響
- (3) 免税事業者が課税事業者から買い物をした→これまで通り
- (4) 免税事業者が免税事業者より買い物をした→これまで通り

今の制度ですと課税事業者が買い物をしたら、支払った消費税をそのまま控除できます。
ただ、インボイス制度開始後は仕入税額控除ができるのが、インボイス発行事業者でなければ原則できません。

影響の出る上記の(2)について、数字を使って見てみます。

令和5年9月30日まで

預かった消費税 300万円 ①
仕入税額控除 200万円 ②
納税額 100万円 ①-②

令和8年9月30日まで(経過措置A)

預かった消費税 300万円 ①
仕入税額控除 160万円 ②
納税額 140万円 ①-②

令和11年9月30日まで(経過措置B)

預かった消費税 300万円 ①
仕入税額控除 100万円 ②
納税額 200万円 ①-②

令和11年10月1日以降(経過措置なし)

預かった消費税 300万円 ①
仕入税額控除 0万円 ②
納税額 300万円 ①-②

経過措置A インボイス発行事業者でない事業者からの課税仕入れの80%を控除できる

経過措置B インボイス発行事業者でない事業者からの課税仕入れの50%を控除できる

このように数字で表すと、かなりのインパクトがあることがわかります。

そうすると、購入側としては、「同じ買い物をするならば、インボイス発行事業者から」ということになるかもしれません。また、免税事業者が課税事業者と取引する場合には、今まで通りの請求(免税事業者なのに消費税を上乗せして請求する)が出来なくなるかもしれません。また、免税事業者はインボイス制度開始後、自ら適格請求書発行事業者になる、つまり消費税の申告・納税をする必要が出てくるかもしれません。つまり、課税事業者も免税事業者も影響があるでしょう。

また、実際には多くの事業者は、自分が発行するインボイスより、購入して手にするインボイスの方が圧倒的に多いはずで、そこで一定の条件の下となりますが「簡易課税制度」を適用すれば、税額計算が楽になるかもしれません。

まだ、不透明な部分もあるインボイス制度ですが、顧問税理士がいる場合には、今一度制度についておさらいしてもらうことをお勧めします。

また、制度についても流動的ですので、国税庁のウェブサイトなどを確認してください。

国税庁インボイス

🔍 検索

国税の納付は

スマホで スマートに

6つのPay 払い(〇〇ペイ)から
納付手続きが行えます！

 PayPay
  d払い
  au PAY
 LINE Pay
  Pay
  amazon pay

スマホアプリ納付の
詳しい情報はこちらから



イータ君

令和4年12月1日から国税のスマホアプリ納付が利用可能になります。

✓ **事前手続き不要！**

✓ **いつでもできる！
場所を選ばず
どこでもできる！**

「国税スマートフォン
決済専用サイト」に
アクセス！

Pay 払い(〇〇ペイ)
を選択し、画面の表示
に従って手続き！

留意点

- アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能なため、事前に利用する Pay 払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用ができない税目があります。
- 一度の納付での利用上限金額は 30 万円です。
※ 利用する Pay 払い(〇〇ペイ)で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- 領収証書は発行されません。
※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。
なお、「納付手続の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手続完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。
詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

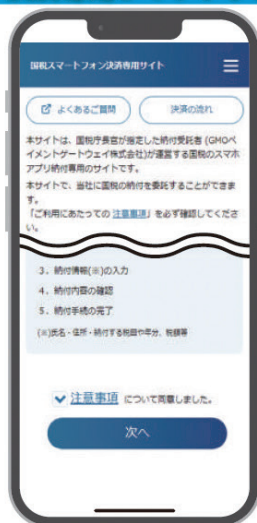
スマホアプリ納付の手続きの流れ

1 国税スマートフォン決済専用サイトにアクセス

- ◎ e-Tax を利用して申告書等データを送信した方は、メッセージボックスに格納される受信通知からアクセス。
- ◎ 国税庁ホームページからアクセスする方は、国税庁ホームページの「スマホアプリ納付の手続」ページに表示されている「国税スマートフォン決済専用サイト」からアクセス。

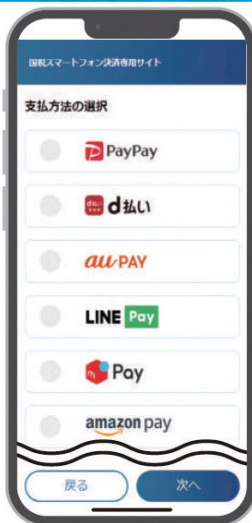
2 国税スマートフォン決済専用サイトで手続き

1 決済専用サイトトップ



決済専用サイトが表示されます。
注意事項を確認し、「次へ」をタップします。

2 支払方法の選択



利用する Pay 払い(〇〇ペイ)を
選択し、「次へ」をタップします。

3 納付情報(氏名等)の入力



画面の表示に従って、氏名や住所など
を入力し、「次へ」をタップします。

4 納付情報(税額等)の入力



納付する税目や税額を入力し、
「次へ」をタップします。

5 入力内容の確認、納付



入力した内容を確認し、「納付」をタップします。
※ 選択した Pay 払い(〇〇ペイ)が起動します。

6 完了!



選択した Pay 払い(〇〇ペイ)でお支払い
後、「納付手続の完了」画面が表示されたら
手続き完了です!



ポイント

- ◎ e-Tax を利用して申告書等データを送信し、受信通知(納付区分番号通知)からアクセスした方や、確定申告書等作成コーナーで書面による申告書を作成し、出力された QR コードからアクセスした方は、納付情報が引き継がれますので、③、④の入力は不要です。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

支部・ブロック・委員会・部会からの報告

研修委員会

消費税申告書作成研修会

研修委員会



令和4年10月18日(水) 法人会2階会議室において、研修委員会主催の「消費税申告書作成研修会」が4名の参加で開催されました。

荻窪税務署 法人課税第1部門 西堀上席調査官の講師のもと、消費税の概要・申告書作成演習等を中心に講義が行われました。

研修委員会

第65回 初級実務簿記交流会講習会

研修委員会

令和4年9月1日(木)～10月24日(月)に法人会2階会議室とオンライン(Zoom)を併用して、研修委員会主催の「第65回初級実務簿記講習会」が13名の参加で開催されました。東京税理士会荻窪支部より紹介された、鯉淵洋行税理士の講師のもと、全14回の講習会が行われ、簿記についての基礎知識から3級取得までの内容を分かりやすく説明していただきました。又、今年も簿記検定受験者には、法人会より受験料の1部を負担することで4名の方が簿記3級試験を受験する予定で、受講者は熱心に受講されていました。

女性部会

女性部会「楽しい社会見学」

女性部会

超初心者のための東京駅ツアーとランチ～知られざる謎と歴史を紐解く60分散策ツアー～



令和4年10月27日(木) 女性部会「楽しい社会見学」が20名の参加で開催されました。今回は【超初心者のための東京駅ツアーとランチ～知られざる謎と歴史を紐解く60分散策ツアー～】という事で、前半は約1時間の東京駅散策、後半はランチで丸の内ホテルにある「ポム・ダダン」に伺いました。

ガイドさんに付いてもらいながら歩いた東京駅散策は、ふだん何気なく歩いたことのある場所が実はトリックアートみたいになっていたり、昔と今の建築が融合された東京駅をじっくり見聞きすることで、レンガの模様や色がちがったり、様々な願いや思いが組み込まれながら作られている建物や風景について学び、とても面白かったです。また、ランチで伺った「ポム・ダダン」はとても雰囲気が良く、お料理も美味しく、終始皆様と楽しい時間を過ごす事ができました。

久々に開催された「楽しい社会見学」は、久々に顔を合わせて和気あいあいと過ごされる皆様の和やかな姿を見て、私も元気をいただきました。



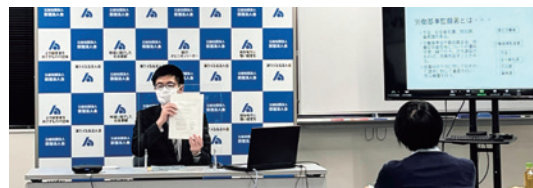
源泉部会

源泉部会10月労基関係研修会

源泉部会

「労務管理のポイント」、「労基関係のトピックス」

令和4年10月26日(水) オンライン<Zoom>と荻窪法人会2階会議室において、源泉部会主催「10月研修会(労基関係研修会)」が24名の参加(内Zoom参加者14名)で開催されました。新宿労働基準監督署 第五方面 労働基準監督官の谷川様より「労務管理のポイント」のご講義をしていただき、新宿労働基準監督署 第五方面 主任労働基準監督官の齊藤様より「労基関係のトピックス」のご講義をしていただきました。



社会貢献委員会

第22回荻窪法人会チャリティー・クラシックコンサート

社会貢献委員会 委員長 神谷次彦

「ヴァイオリンソナタ全曲演奏会」



令和4年11月5日(土)、杉並公会堂小ホールにて公益社団法人 荻窪法人会 社会貢献委員会主催、荻窪音楽祭共催のチャリティーコンサートが開催されました。今回はコロナ禍、3年ぶりに入場制限が完全に解除された公演となりました。お陰様で大変多くの方にお越しいただき、2時間余りの時間を楽しんでいただけたことと思います。

今回のコンサートでは、ヴァイオリニストの城戸かれんさんとピアニストの江沢茂敏さんによるデュオで、J・ブラームスの素晴らしい演奏を聴かせて頂きました。

また、皆様から頂いた募金はここ数年では一番多く集まり、金額は133,032円となりました。募金にご協力いただきました皆様には、この会報にて改めた厚く御礼申し上げます。

今回も募金は(財)日本盲導犬協会へ全額寄付させて頂きました。統計によると、全国には目の不自由な方が31.5万人いて、その内盲導犬を必要とされる方は約4,000人だそうですが、実際は860頭の盲導犬しか提供できていないのが実状です。

当会では、今後もこのチャリティーコンサートを通して、より多くの募金を集めることで一人でも多くの方へ盲導犬が提供されることを願っています。会員の皆様には、引き続きご理解・ご協力をお願い申し上げますと共に、2023年も宜しくお願い致します。



青年部会

すぎなみフェスタ2022

青年部会 幹事 吉富裕馬

賑わうすぎなみフェスタで楽しく地域貢献

令和4年11月5日（土）・6日（日）と桃井原っぱ広場にて連日開催されていたすぎなみフェスタにて、青年部会では6日（日）に出展してまいりました。青年部会の参加者は16名でした。



コロナの影響により

り1年ぶりの開催となったすぎなみフェスタは2日間で9万5000人の人出（杉並区広報課情報）となり大変な賑わいとなっておりました。

青年部会ではウェットティッシュと一緒に「確定申告のスマホ手続き」「マイナポータル連携」「荻窪法人会オンラインセミナー」のチラシを封入し、配布しました。ウェットティッシュは屋台の食事で手の汚れた群衆には欲するアイテムで、ニーズにマッチしたようで、ほとんどの人が受け取ってくれるため良い宣伝になりました。また、チャイルド社様からご提供いただいた絵本も無料配布し、子どもたちに大好評で、参加者も楽しく地域貢献活動ができたのではないのでしょうか。

源泉部会

源泉部会11月研修会（年末調整研修会）

源泉部会

「年末調整のしかた」

令和4年11月8日（火）荻窪税務署2階会議室において、源泉部会主催「11月研修会（年末調整研修会）」が32名の参加で開催されました。荻窪税務署法人課税第1部門上席調査官の堤様より「年末調整のしかた」のご講義をしていただき、荻窪税務署 管理運営第1部門総括上席徴収官の秋丸様より「法定調書の作成と留意点」についてご講義をしていただきました。



第3ブロック

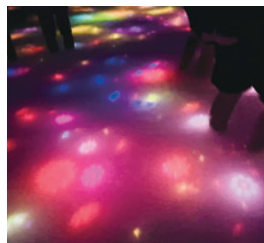
第3ブロック親睦研修会

第3ブロック

チームラボプラネッツ豊洲



令和4年11月9日（水）第3ブロック親睦研修会が23名の参加で開催されました。杉並公会堂前に集合し、いざ「チームラボプラネッツ豊洲」へ！デジタルアートで体験型のミュージアムを展開しているのがチームラボ。豊洲はとてもユニークで、まず靴と靴下を脱ぎ、膝上くらいになれる格好になります。（半ズボンの無料貸し出しもあります）何が起るのかと思ったら、ひざ下までの温かいお湯の中を歩くのですが、そこに金魚や魚のデジタルアート。その後、おそらくヨガボーラしきものの上を数十メートル歩くのですが、



これが一苦労。その次の部屋は平衡感覚がなくなるようなキラキラした世界。また別の部屋は、たとく音や光が変わる球体がたくさん点在。裸足で歩く事で様々な感覚が研ぎ澄まされ、本当に斬新で面白かったです。その後、東京国際フォーラムにある「酒蔵レストラン宝」へ伺い、美味しい日本酒をいただきながらお料理をいただきました。楽しい時間はあっという間で、今回もまた1つ貴重な体験ができました。

支部・ブロック・委員会・部会からの報告

税制委員会

令和5年度税制改正要望に関する提言

税制委員会

提言実現のための配慮を要望いたしました

令和4年11月11日（金）に杉並区へ「令和5年度税制改正に関する提言書」を岸本聡子杉並区長に課税課を通してお渡しし、提言実現のための配慮を要望いたしました。また、吉田はるみ衆議院議員へは、議員事務所へ赴き、提言実現のための配慮を依頼しました事をご報告いたします。

第4ブロック

第4ブロック バス研修会

第4ブロック ブロック長 中川 一

2年ぶりのバス研修会開催

2年ぶりのバス研修会は感染予防の対策で『近くて混まない見どころ見学』と云う趣旨の元、11名参加の小規模バス研修となりました。

最初の見学は埼玉県行田市に在る「忍城」見学です。映画「のぼうの城」の舞台にもなった、シンメトリーな外観の城郭建築です。丁度、地元商工会の祭りも開催しておりました。行田市の歴史と文化と産業を見学した後は、車中にて研修を行いDVD視聴で、企業の税務申告の基本と予防検診の大切さ、について学習しました。昼食は、群馬県太田市の「新田乃庄」です。メイン料理は「おっきりこみ」と、この地域で呼ばれる幅広麺です。「ほうとう」の別名称です。美味しい和食の後は熊谷市に在る仏教寺院の「妻沼聖天山」です。国指定重要文化財に指定された仏閣建築です。「埼玉の日光」と呼ばれる程の彫刻と装飾は、とても素晴らしく東照宮を拝観した時を思い出しました。

来年は、もう少し規模を拡大した研修会が開ける事を願います。



厚生事業委員会・組織委員会

第11回ボウリング大会

厚生事業委員会・組織委員会

ボウリング大会は総勢51名で盛大に

令和4年11月18日（金）厚生事業委員会・組織委員会共催によるボウリング大会が荻窪ボウルにて開催されました。このイベントは会員各社の福利厚生を目的として始まり、今回で11回目を迎えました。他の事業とは異なり、各社の経営者の方よりも社員の方々が多く参加されるボウリング大会は、総勢51名で盛大に行われました。

競技開始の合図とともに一斉に投球が行われ、場内は歓喜の声で沸き上がりました。今年は競技終了後に「ジュノン」に移動し、表彰式を行いました。優勝は株式会社東京トラストの川辺様でした。おめでとうございます。

また、商品をご提供くださいました企業様に心より感謝申し上げます。

【商品提供】

(株)チャイルド社、鳥羽建設(株)、
(株)興振工業、(株)興建社、
(株)永田商会、三幸交通(株)、
(有)東海ベストパートナー、(株)セレモニー、
藤ホーム(株)、大同生命保険(株)、
AIG損害保険(株)、アフラック



研修委員会

法人税申告書作成研修会

研修委員会

令和4年11月16日（水）法人会2階会議室において、研修委員会主催の「法人税申告書作成研修会」が12名（未加入法人5名）の参加で開催されました。

荻窪税務署 法人課税第1部門 鈴木英明審理上席調査官の講師のもと、法人税の概要・申告書作成演習等を中心に講義が行われました。



第1ブロック

第1ブロック日帰り研修会

第1ブロック

大規模リニューアルをしてパワーアップした「西武園ゆうえんち」へ



令和4年11月18日（金）第1ブロック日帰り研修会が15名の参加で開催されました。当日は「西武園ゆうえんち駅」にて待ち合わせをし、昨年5月に大規模リニューアルをしてパワーアップした「西武園ゆうえんち」を自由行動で楽しみました。

本当に昭和な世界が広がり、お食事するお店もいくつかありましたが、かなりレトロな感じでした。私が入店したお店は洋食屋さんだったのですが、ナポリタン、カツサンドやホットケーキなどがありました。店内の装飾や店員さんの制服もレトロで、とても可愛かったです。また、「ゴジラ・ザ・ライド」に乗ったのですが、これが想像以上に迫力満点で、乗り物も上下左右によく動くので、面白かったです。できれば、食事前に乗るのが良いと思います。小学生ぶりの西武園ゆうえんちは、とても楽しく素敵な機会になりました。



女性部会

女性部会「税を考える会」

女性部会

電子帳簿保存法

令和4年11月17日(木) オンライン<Zoom>と荻窪法人会2階会議室において、女性部会主催「税を考える会」が27名の参加(内Zoom7名)で開催されました。荻窪税務署 法人課税第1部門 統括国税調査官の冨澤様より「電子帳簿保存法」についてお話しいただき、荻窪税務署 資産課税第1部門 審理上席調査官の岡田様より「相続税の話」についてお話しいただきました。



青年部会

第36回法人会全国青年の集い 沖縄大会

青年部会 幹事 加藤知之

全国大会(沖縄大会)のご報告



令和4年11月24日(木)から25日(金)、沖縄県「沖縄アリーナ・コザ運動公園(沖縄市民体育館、沖縄市多目的運動場、武道館)」におきまして、第36回法人会全国青年の集い 沖縄大会が開催されました。荻窪法人会からは宮嶋部会長をはじめ青年部会員15名・賛助会員3名が参加いたしました。

大会期間中は、南国の地にて「法人会から日本を変える」平良大会会長の気概と覚悟、さらには全国の会員相互が絆を深め、知識の共有と今後の青年活動発展のきっかけを持ち帰る二日間になったと感じております。

また、大会スローガン「ゆいまー」とは、沖縄の長い歴史の中でお互い助け合い税金を納めたことから生まれた方言であり、その心は現代の沖縄においても「相互扶助、助け合い」として県民の皆様に親しまれております。徴税制度から始まった「助け合い」の意味を持ち、現代の日本においても「ゆいまー」が税の本質であることを学ぶ機会となりました。

長引くコロナ禍でも「租税教育活動」及び「健康経営プロジェクト」を果敢にチャレンジ、継続こそが未来を切り拓き、成長した子供たちが「ゆいまー」の心で地域発展に寄与し、よりよい社会へと貢献してくれることを信じています。

来年度「第37回 山形」にて開催予定。皆様、ご参加のほどよろしくお願いいたします。

第15支部

第15支部会員交流会

第15支部

久々に顔を合わせての交流会

令和4年11月29日(火) 第15支部会員交流会がジュノンにおいて、12名の参加で開催されました。新会員の方々もいらっしゃいましたので、各社自己紹介をされたのちに、歓談となり、久々に顔を合わせての交流会は大変盛り上がりしていました。



支部・ブロック・委員会・部会からの報告

第5ブロック

第5ブロック年末研修会

第5ブロック 副ブロック長 石井 勇人

3年ぶりの第5ブロック年末研修会

令和4年11月28日(火)に、えん酌において第5ブロック年末研修会に28名の方が参加され、3年ぶりに開催されました。野村ブロック長の挨拶に続いて、高橋副ブロック長の乾杯の声高らかに始まりました。えん酌の美味しいお食事とお酒をいただきながら、今年1年の様々な話題で盛り上がりしました。そして、新入会員の方のご紹介の後、豪華景品が当たる毎年恒例のハズレ無しの大福引大会も行われ、大変活気のあるものとなりました。最後に小川副ブロック長の中締めでお開きとなりました。会員同士、厚く親交を深められる素晴らしい機会となりました。

社会貢献委員会

令和4年 歳末助け合い街頭募金活動(社会福祉協議会主催)

社会貢献委員会

「ヴァイオリンソナタ全曲演奏会」



令和4年12月5日(月)JR荻窪駅、12月6日(火)JR西荻窪駅にて社会福祉協議会の歳末助け合い街頭募金活動に参加し、街行く方々に募金をお願いいたしました。

5日JR荻窪駅では、伊藤副委員長・春名委員・事務局江島の3名に地元天沼中学校の生徒さん達と、6日JR西荻窪駅では、神谷副会長・事務局柳沢の2名に荻窪中学校の生徒さん達と掛け声を掛けあい行いました。特に6日は小雨が降る中での活動になりましたが街行く方々に募金をお願いを続けました。

集まった募金が一人でも多くの区民の皆様へ行き渡り、心温まる歳末が過ごせることを願うばかりです。

青年部会

青年部会 新年会

青年部会

青年部会新年会が開催されました



2023年1月17日(火)えん酌において、青年部会新年会が29名の参加で開催されました。長谷川副部会長の司会のもと、柴田会長と宮嶋部会長より新年のご挨拶をいただきました。その後、矢澤副会長の乾杯のご発声で新年会が始まりました。

会の途中には、新会員紹介が行われました。また、日本記者クラブより発信されている「2020年予想アンケート」の答え合わせが行われ、皆様3年前のご自身の回答をご覧になり、予想していた未来のできごとの答え合わせに驚きながらも、楽しい時間となりました。正解回答の多い方には、豪華景品の贈呈もあり、大変盛り上がりしました。今年は「2023年予想アンケート」に回答を記入していただき、来年皆様に答え合わせをするのがとても楽しみです。

最後に元部会長の野村様に中締めをしていただき、お開きになりました。

多くの方にご参加いただいた対面での新年会は、とても楽しい時間となりました。

支部・ブロック・委員会・部会からの報告

源泉部会

源泉部会1月研修会・新年会

源泉部会

源泉部会1月研修会・新年会が開催されました

2023年1月24日(火) 午後4時より法人会2階会議室において、1月研修会が14名の参加で開催されました。鹿取幹事の司会のもと、講師は荻窪税務署 個人課税第1部門 上席調査官の小林様に「確定申告書の作り方」についてお話をいただきました。

その後、午後5時30分より場所をレストランドラマティコに移動し、14名の参加で新年会が開催されました。石川幹事の司会進行で、柴田会長と井上部会長より新年のご挨拶をいただき、河又副会長の乾杯のご発声で新年会がスタートしました。美味しいお料理とお酒に素敵なひと時を過ごしながら親睦を深める事ができました。最後に永田副部会長より中締めをしていただき、閉会となりました。



女性部会

女性部会 新年会

女性部会

女性部会 新年会が開催されました



2023年1月26日(木) 午後6時より小田急ホテルセンチュリーサザンタワー 21階「遥」において、女性部会の新年会が27名の参加で開催されました。

最初に江島部会長と柴田副会長より新年のご挨拶をいただきました。その後、柴田会長より「会社の紹介と私の経営手法」という演題で講話をいただきました。株式会社チャイルド社様の組織図、経営理念や経営計画を聞くことができ、とても勉強になりました。

午後6時45分頃より加藤副会長に乾杯のご挨拶をいただき会食がスタートしました。会場からの夜景は非常に綺麗で素晴らしかったです。また、新会員の皆さまより一言ずつご挨拶をいただきました。

楽しい時間はあっという間で、最後に渡辺副部会長より中締めのご挨拶をいただき一本締めでお開きとなりました。とても楽しく華やかな新年会となりました。

新年賀詞交歓会

2023年1月30日(月) 午後5時より杉並公会堂小ホールにおいて、新年賀詞交歓会が開催されました。松澤総務委員長の司会のもと、柴田会長より新年挨拶をいただき、受賞者披露が行われました。続いて、荻窪税務署 署長 畠山様、杉並都税事務所 所長 木下様、杉並区 区長 岸本様、東京税理士会荻窪支部 副支部長 蘆田様より御祝辞を賜りました。最後に志村副会長より閉会挨拶をいただきました。ご臨席いただきました皆様には心より御礼申し上げます。

その後、場所を法人会2階会議室に移動し、簡易懇親会が開催されました。3年ぶりの対面での新年会後の懇親会では、多くの方が名刺交換をされたり、ご歓談されたり、大変盛り上がりおりました。今後とも会員皆様のお役に立てるよう精進してまいります。ご理解ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。



従業員の退職金準備は

東法連 特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手順で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

- この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
- このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
- ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965



TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>